

資格情報のお知らせを交付します

資格情報のお知らせとは

マイナンバーカードに記載されていない
ご自身の国民健康保険の資格情報を簡易
に把握するために交付されるものです。

資格情報のお知らせだけでは病院・薬局
などの受付ができません！

必ずマイナ保険証（保険証として利用できるよう
申請したマイナンバーカード）をご持参ください。

次の方に交付しています

- ☐ マイナ保険証を持っている方

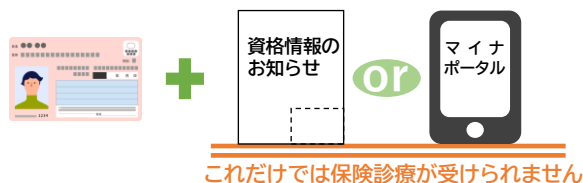
こんなときに交付します

- ☐ 新規加入・変更（住所など）をしたとき
- ☐ 70歳以上の方で一部負担金の割合が
変更になったとき

資格情報のお知らせを使うとき

1 マイナ保険証が使えないとき

医療機関がマイナ保険証に対応していないときや、
顔認証付きカードリーダーの不具合などにより
マイナ保険証が使えないときに、マイナ保険証と
一緒に提示することで保険診療が受けられます。



2 給付金などの申請をするとき

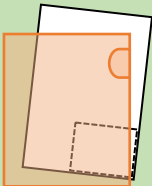
国民健康保険の各種給付金などの申請に必要な
被保険者番号などを確認できます。

マイナポータルで
資格情報の
お知らせを
確認・代用が
できます

資格情報のお知らせ



失くさないよう
大切に管理を
しましょう



切り取って
カード型の
資格情報の
お知らせとして
利用できます

はじめにご確認ください

1 国民健康保険の資格情報

氏名・生年月日・住所 など、内容に誤りがないか
ご確認ください。

2 一部負担金の割合（70歳以上の方のみ）

70歳以上の方は、世帯の状況・所得などで判定
した一部負担金の割合が券面に記載されています。

3 有効期限（70歳以上の方のみ）

70歳以上の方は、負担割合を判定するため、
有効期限が設けられています。

- ▶ 令和9年7月31日までに70歳の誕生日
→ 70歳の誕生月の末日（1日生まれの場合は前日）
- ▶ 令和9年7月31日までに75歳の誕生日
→ 75歳の誕生日の前日
- ▶ 上記以外の方
→ 令和9年7月31日

医療機関への受診方法

STEP 1 マイナンバーカードを
カードリーダーに置く

STEP 2 顔認証・暗証番号などで
本人確認をする

STEP 3 薬剤情報・健診情報などの
提供について同意選択する

マイナ保険証を使用するメリット

- ✓ データを活用したより良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急搬送中の適切な処置・病院選定に活用

電子証明書の更新を忘れずに！

電子証明書
の有効期限

年 月 日

マイナ保険証はICチップ
内の電子証明書で資格確認
を行っています。

有効期限を過ぎるとマイナ保険証として利用が
できなくなりますのでご注意ください。

届出が必要な場合があります

次に該当する場合は、**健康保険課保険給付係(市役所本庁舎1階)**または**市内各地区生活応援センター(釜石地区生活応援センターを除く)**にてお手続きくださいますようお願いいたします。

1 勤務先の健康保険などに加入しているのに資格情報のお知らせが届いた方

持ちもの

- ・新しく加入した健康保険がわかるもの
- ・運転免許証などの **本人確認書類**
- ・マイナンバーがわかるもの

2 市外に住所をおく学生で釜石市国保に継続して加入を希望する方(マル学)

持ちもの

- ・在学証明書(原本)または **学生証**(写し可)
- ・運転免許証などの **本人確認書類**
- ・マイナンバーがわかるもの

3 (高齢の方や障がいをお持ちの方向け) 資格確認書の交付申請を受付しています

マイナンバーカードをお持ちの方で、介助者などの第三者の補助が必要であるなど、マイナ保険証での受診が困難である場合は、申請により資格確認書が交付されます。詳しくは下記までお問い合わせください。

国民健康保険の手続きについて

14日以内に届け出ましょう！

加入するとき

- ・勤務先などの健康保険を**脱退**したとき
- ・ほかの市区町村から**転入**してきたとき

脱退するとき

- ・勤務先などの健康保険に**加入**したとき
- ・ほかの市区町村に**転出**したとき

その他届出が必要なとき

- ・住所や世帯に**変更**があったとき
- ・**紛失**や**汚損**により資格確認書を使えないとき

加入の届出が遅れると

前の健康保険が
切れた日まで遡って
国保税が課税されます。

また、その間の医療費は
やむを得ない場合を除き
全額自己負担です。

脱退の届出が遅れると

脱退手続きをとるまで
国民健康保険税が課税
されます。

また、その間に国保で
受診した場合、**医療費**
の返還手続きを案内
する場合があります。

第三者による行為でケガをしたとき

交通事故など、他人(第三者)の行為によってケガをしたり病気になったりしたときも、**届出**によって国民健康保険で病院などを受診することができます。

第三者による行為に該当するもの

- ▶ 交通事故
- ▶ スキー・スノーボードなどの接触事故
- ▶ 不当な暴力や傷害行為によるケガ
- ▶ 他人の飼い犬に咬まれた
- ▶ 食中毒
- ▶ 落下物に当たった

示談の前に必ず健康保険課保険給付係に連絡を

加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませたりすると、国民健康保険を使用して受診できなくなります。

健康保険への加入・脱退などの届出は引き続き必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしても、**健康保険への加入・脱退などの届出が不要になるわけではありません**。届出をしなければマイナンバーカードに医療保険の資格情報が登録されず、オンラインでの確認ができないため、医療機関を受診した際に保険診療を受けられない場合があります。健康保険に変更があった場合は、必ず届出を行ってください。

■国民健康保険に関するお問い合わせ■

釜石市役所 保健福祉部 健康保険課 保険給付係

☎ 0193-27-8479